

令和7年第8回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年8月28日（木）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて

日程第 4 報告第18号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 5 報告第38号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 報告第39号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 8 議案第41号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 9 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

令和7年第8回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 4 ）

日程第6

議案第39号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第8

議案第41号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 1 ）

日程第9

議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 42 ）

令和7年第8回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 8月28日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 8月28日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和7年第8回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎委員が会議に出席し、第3ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に2番委員の下石委員、3番委員の内村委員を指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第17号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第17号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の取り下げについて報告するもので、合計1件2筆1,789㎡、うち畑が2筆1,789㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁2番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第18号賃貸借契約の

合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第18号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計18件21筆28,204㎡、うち田が11筆14,686㎡、畑が10筆13,518㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法合意解約に関する総会資料が5頁77番から7頁92番と旧基盤法機構法による合意解約が8頁15番から16番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第38号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計4件7筆4,668㎡、うち田が4筆2,493㎡、畑が3筆2,175㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料10頁28番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号28番、受付年月日：令和7年8月12日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字大野5566番地1、登記地目：田、現状地目：畑、面積：811㎡です。受人の贈与による所有権移転となっております。受人は渡人の姪にあたり、20年農業に従事されるご両親と3人で現在1年間農業に従事しており、野菜や水稻を中心に1,239㎡を耕作し、農機具は軽トラック1台を所有され、管理機、田植機、バインダーを必要に応じて叔母の渡人から借り受けています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号28番は8月25日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしま

した。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は宮村に住んでいて会社勤めをしておりますが、農地取得後は大根、ジャガイモ等を栽培する予定です。軽トラックは所有しておりますが、管理機、トラクター等については叔母である渡人より必要に応じて借り受けます。農作業に従事する家族は受人と両親の3名です。状況から見ても効率的に利用できるの見込まれ、農地拡大を図るため、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号29番、受付年月日：令和7年8月12日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字大野5578番6他1筆、登記地目：田、現況 田、畑1筆ずつ、合計面積1,239㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人は、渡人の子にあたり、受人の状況は先に説明した28番と同じなので、省略いたします。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号29番は8月25日に第3ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人と渡人は親子になります。29番の1については果樹が植えてあり、29番の2については水稻が植えてありました。耕作に必要な農機具については、28番の渡人の叔母から必要に応じて借り受けます。農作業に従事する家族は3名です。状況から見ても効率的に利用できるの見込まれます。農地拡大を図るため、所有権移転するものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

内村委員、説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 29 番の 2 につきましては第 4 ブロックの管轄でしたので、申請地の確認を行いました。兒玉道郎委員の報告通り、耕作もされており特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（下石 昭廣）

参考までにお聞きします。受人の住所は大字宮村 3598 番地 1 の地区は寺柱でしょうか。それとも植木でしょうか。

5 番委員（馬渡 芳文）

地区は寺柱になります。

2 番委員（下石 昭廣）

了解しました。

議長（溝口 良信）

ほかにご質問、意見はありませんか。ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 30 番、受付年月日：令和 7 年 8 月 12 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字車場 191 番地 2、地目：畑、面積 939 m²、所有権移転（贈与）となっております。受人は渡人のいどこにあたり、20 年農業に従事しており、甘藷や水稻を中心に 7,302 m²を耕作され、農機具はコンバイン、トラクター、田植機各 1 台を所有され、申請地付近の実家で保管されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 30 番は私の方で説明させていただきたいと思います。8 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。隣接地は受人が所有しておりまして、受人は現在都城市郡元町に住んでおりますが、実家が申請地近くの中野営農研修館近くにあり、ここにトラクター等の農機具を保管しております。受人と渡人はいどこ関係になりまして、渡人が千葉に住んでいる娘の家に居住する事になった為、急遽処分したいとの事で、いこの受

人に贈与するものであります。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。申請地の隣接地は受人が所有管理しておりますので、特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 31 番、受付年月日：令和 7 年 8 月 12 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字塚下 5811 番地 5 他 2 筆、地目：田が 3 筆合わせて 1,679 m²、受人の増反による耕作権設定（賃貸借）となっております。受人は、農地所有適格法人報告書を提出しており、常時雇用 5 名で 35 年農業に従事し、甘藷と水稻を中心に 37,252 m²を耕作し、農機具はトラクターを 5 台所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 31 番は 8 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内に住んでおり、水稻と露地野菜等を耕作する合同会社を立ち上げ農業経営を行っております。農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に従事する者は家族を含め 5 名です。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。賃借権の設定をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 28 番と 31 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 38 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 28 番と 31 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6，議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 1 筆 1,771 ㎡、畑が 1 筆 1,771 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 39 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 12 頁 5 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 5 番、受付年月日：令和 7 年 8 月 8 日、受人：〇〇〇〇、申請地：宮村字松ヶ野 946 番地 3、登記地目：畑、現状地目：山林、面積：1,771 ㎡です。転用目的は、追認による山林で、申請人により始末書が提出されております。申請理由としましては、申請人は 20 年以上前になりますが、農地法の許可を得ずに杉を植林しており、今回無断転用状態を是正する為に申請するものです。尚、申請地につきましては農地法第 4 条第 6 項第 2 号により第 2 種農地に区分され、立地基準、その他一般基準を満たしており、また始末書も提出されている事もあり、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡 芳文）

受付番号 5 番は 8 月 26 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。転用目的につきましては受人が 20 年以上前に畑に杉を植林したという事で、今回農地法違反であるという指導が入りまして申請をするものであります。周辺の農地に掛かる被害等はありませんでしたが、今後も風通し、日照等被害が生じないよう十分注意するという事です。万が一、被害が生じた場合は、すみやかに善処するという事です。雨水は地下浸透で、生活雑排水は生じません。特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第39号農地法第4条の規定による許可申請の許可について受付番号5番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第39号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号5番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第7、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆243㎡、畑が1筆243㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料14頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号28番、受付年月日：令和7年8月8日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字下沖5235番6、地目：畑、面積：243㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅一棟となっております。資金計画は借入となっており、こちらの農地は第1種住居区域にある農地で農地法施工規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号28番は8月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲渡人は高齢に伴い耕作が難しくなって農地を手放したいと考えておりました。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、子供が生まれ現在の住まいが狭くなり土地を探していた所、妻の実家近くの申請地が売りに出されている事を知り、今回取得し住宅を建設するものでございます。雨水については北側道路側溝へ、汚水については公共下水道へ接続のため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第４０号農地法第５条の規定による許可申請の承認について、受付番号２８番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第４０号農地法第５条の規定による許可申請の受付番号２８番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８議案第４１号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第４１号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が１５頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第４１号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第４１号、令和７年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第９議案第４２号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第42号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計4件4筆3,620㎡、うち田が4筆3,620㎡でございます。利用権設定につきまして合計38件80筆142,933㎡、うち田が15筆17,715㎡、畑が65筆125,218㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料17頁19番から22番となっております。利用権設定各筆明細は総会資料18頁314番から25頁351番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第42号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料17頁19番から22番と利用権設定に関する総会資料18頁314番から25頁351番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第42号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。8月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第8回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時